

寒川町一般職の職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年3月19日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第8号

寒川町一般職の職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

寒川町一般職の職員の扶養手当の支給に関する規則（昭和54年寒川町規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。